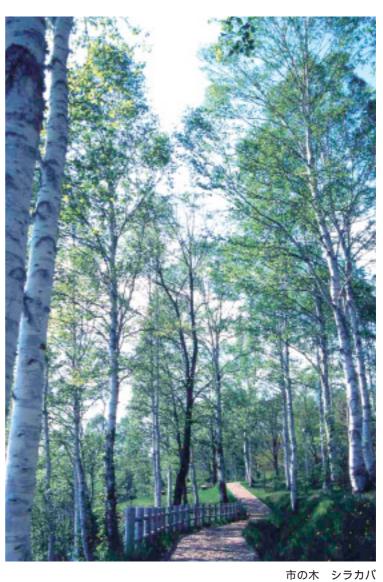
基本構想



1.計画策定にあたって

名寄市は、平成18年3月、旧風連町と旧名 寄市の新設合併により誕生しました。

本市は、合併という自治体の基本的な枠組みの変更に加え、少子高齢化の進行と人口減少や地方分権の推進、厳しい財政運営など多くの課題を抱える中で、多様化・複雑化する市民ニーズに応えることのできる自主性と自律性の高い行政運営が求められています。

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく、市政運営における最上位計画であり、風連町・名寄市合併協議会で策定された「新市建設計画」を踏まえて、本市が目指すまちの「将来像」を示すとともに、その実現に向けて具体的な施策を明らかにするものです。

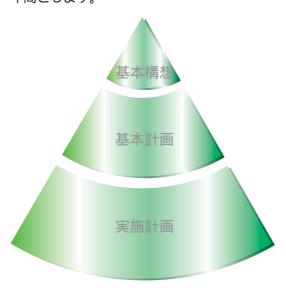
本計画の策定にあたっては、市のホームページや広報誌による情報公開はもとより、策定審議会への公募委員の参加、市民提案の募集や地域・職域懇談会の開催などを通じて市民参画の機会を設け、広範な市民の声を取り入れながら計画づくりを行いました。



総合計画を考える地域懇談会

2.計画の構成と期間

新名寄市総合計画(第1次)は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、計画の期間を平成19年度から平成28年度までの10年間とします。



(1)「基本構想」

社会経済の動向などを展望しながら、本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定めて、その目標を

実現するための分野ごとの基本的な方針を示 します。

(2)「基本計画」

基本構想で示した各分野の基本的な方針に 基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示し ます。

ここでは、行政が主体になる施策に加えて、 市民によるまちづくりや民間活動における誘 導指針、また国・道などへの要望的な事項も 盛り込みます。

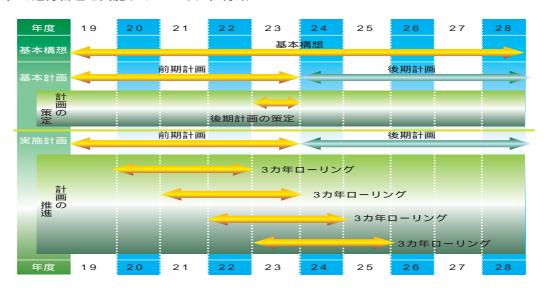
なお、基本計画は前期計画(平成19年度から平成23年度)と後期計画(平成24年度から平成28年度)に区分します。前期計画は熟度の高い内容とし、後期計画は前期5年間における施策の進捗状況を総合的に点検し評価を行い定めます。

(3)「実施計画」

基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業の事業内容や事業期間などを定めます。

実施計画は、登載した事務事業の目的や目標達成度を明確にし、情勢の変化に対応するため3カ年の計画を毎年度見直すローリング方式で進行管理を実施するとともに、行政

評価システム による点検と評価を行い、実 効性を高めることを目指します。なお、計画 期間は基本計画と同様とします。



3. 時代の潮流

(1)地方分権の進展と協働 のまちづくり

地域自らがその実情に応じて自治を行う地 方分権が実行の段階を迎え、地域住民はその 地域の課題を共有し、解決方法を協議し決定 していくなど、自らの責任と判断で、主体的 に地域づくりを進めていくことが求められて います。そのため、地方自治体としては行政 能力や財政基盤を強化し、自立性を高めてい かなければなりません。

また、地域住民のニーズが多様化・複雑化する中で、地域づくりを行政に任せる姿勢ではなく、住民自らが主体となる地域自治・住民参画のまちづくりが重要になっています。

(2) 少子高齢化の進行と人口減少

わが国では、出生率の低下による少子化が 進み、総人口も減少に転じるとともに、急速 な高齢化が進行していくことが予測されま す。まちの担い手となる生産年齢人口(15歳 ~64歳)が減少することで、労働力や消費の 減少を引き起こすとともに、医療や介護など の社会保障負担の増大を招くなど、地域社会 の活力が低下することが懸念されます。

(3) 自然環境の保全・利活用

急速な経済発展は、人々の生活を豊かにしましたが、同時に環境問題を引き起こしました。地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の問題から、ごみ処理などの身近な地域問題まで広範囲にわたっています。これらの解決のために、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムを見直し、環境負荷の少ない資源循環型の社会経済システムの構築が必要となっています。

(4)価値観と生活様式の変化・多様化

余暇時間の増大、生活水準の向上、さらには情報化の進展などにより、人々の価値観や生活意識は「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」が重視される方向へと変化しており、精神的なゆとりや生きがいがより大切にされ、ライフスタイル は一層多様化していくものと考えられます。

(5)地域産業・経済の再構築

人口や資本の都市集中により、地域の産業

経済は多くの分野で深刻な状況にあります。 農林業においては国際競争力が問われ、生産 性の向上とコスト低減が重視されています。 その反面、地球規模の環境保全の観点から農 地や森林を守る動きも見られます。

商工業については、人口の流出による購買 力の低下や労働力不足などを抱えて、地域経 済は依然として厳しい状況にあります。

これらの課題解決のために、農林業と商工 業が連携して地域の特性を活かした産業を展 開するなど、地域に活力が生まれるような対 策が必要になっています。

(6)情報化社会への対応

高度情報通信技術の急速な発達により、イ ンターネットは家庭や職場など社会全体に普 及し、さまざまな情報の検索や受発信および 電子取引などが行われ、誰もが情報通信技術 の恩恵を享受できる環境が整ってきていま す。

しかしその反面、コンピュータウイルス 感染による個人情報の流出、匿名性を悪用し たネット詐欺などの犯罪、青少年に有害な情 報の蔓延など、社会全体に悪影響を及ぼす陰 の部分が表面化しており、国や地方自治体そ して個人においてもそれらに対応していかな ければならない状況となっています。

(7)財政状況の著しい悪化

長引く景気の低迷や経済のグローバル化 により、国・地方ともに巨額な長期債務残高 を抱え、財政状況は悪化し続けています。国 では構造改革のもと、税源移譲 や国庫補助 負担金の廃止や縮減、地方交付税の見直しな ど「選択と集中」の政策が展開されています。 地方分権が進み、より地方の自立が求められ る中で、財政状況は一層厳しくなると予想さ れ、事業の厳選と適切な公債管理 による健 全な財政運営が必要となっています。

4. 名寄市の概況

(1)位置・地勢

本市は、北・北海道の長流天塩川が形成す る名寄盆地のほぼ中央に位置し、東は雄武町 と下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は 美深町と接しています。その市域は、東西に 約30km、南北に約35kmの四角形に近い形と なっており、535.23kmの行政面積を有してい ます。

道路は南北に国道40号、東側に国道239号 が通り、また鉄道は南北に宗谷本線が走って おり、古くから交通の要衝として幅広い生活 圏域を形成した本市は、道北圏の中心都市と して発展してきました。

気候は、日本海気象の影響を受ける内陸部 に属していることから寒暖の差が激しく、夏 冬の温度差は60 にも及びます。夏季は昼夜 の温度差が大きく、冬季は寒気が厳しく降雪 量も多い気象条件を有しています。

(2)沿

風連地域は明治32年、旧村名「多寄村」の 名称のもとに剣淵村外3カ村戸長役場の管轄 に入ったことにはじまり、風連村を経て昭和 28年の町制施行で風連町になりました。

名寄地域は明治33年、山形県東田川郡東栄 村(藤島町を経て鶴岡市)の有志により曙地 区に開拓の鍬が下ろされて以来、上名寄村、 名寄町を経て、昭和29年に旧智恵文村と合併 後、昭和31年に北海道内21番目の市として市 制を施行しています。

こうした中で、古くから地理的・人的つな がりの深かった両市町は、人的・財政的基盤 を強化する必要の高まりを背景に、平成16年 3月に「法定合併協議会」を設置し、さまざ まな事務事業の擦り合せとともに住民説明会 を重ね、平成18年3月27日に新設合併して 「名寄市」が誕生しました。



(3)人口・世帯

総人口は減少傾向で推移していますが、世帯数にはあまり変動がなく、核家族世帯や単独世帯が増加していることが推測されます。

経年変化を平成12年から平成17年の間でみると、年少人口の割合が13.7%から12.8%、

生産年齢人口においても64.9%から62.7%へ減少しているのに対し、老年人口の割合は21.4%から24.5%へ増加しており、本市においても少子化と高齢化が進行しています。(資料:表1)





(単位:人) 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年



(単位:人) 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年

平成2年から平成12年までは、国勢調査による旧風連町と旧名寄市の数値を合算したもの。 平成17年は総人口と世帯数が国勢調査による 数値の合算、年少・生産年齢・老年の各人口は 推計値である。

一世帯当人数は総人口を世帯数で除した数値。

(4)産業別人口

産業別人口をみると、平成17年の就業人口 総数に対する割合は第1次産業12.1%、第2 次産業19.2%、第3次産業が68.7%となって おり、経年変化では総体就業率は横ばいで推移していますが、第1次産業の減少と第2次・第3次産業の増加が進んでいることがわかります。(資料:表2)





(単位:人) 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年

平成2年から平成12年までは、国勢調査による旧風連町と旧名寄市の数値を合算したもの。

平成17年は総人口が国勢調査による 数値の合算、就業人口の各人口は推計 値である。

5. 名寄市のまちづくりの課題

本市のまちづくりの課題を、次のように整理します。

(1)市民と行政との協働のまちづくり

自分たちの地域は自分たちでつくるという 気運の高まりの中、市民自治を基本とした個 性豊かな地域づくりに向け、市民と行政が心 をあわせた協働のまちづくり、それぞれの地 域の特徴を活かしたまちづくりを進めていく 必要があります。

そのためにも、まちづくりの基本となる条例を制定するなど、市民と行政の役割分担を 明確化させる中で、協働でまちづくりを進め る体制づくりが必要です。

(2)健康づくりと支えあいの福祉環境づくり

少子高齢社会の中で、保健・医療・福祉の 充実が必要となっています。「健やかで心豊 かな生活を続ける」ための健康づくりの取り 組みや地域における市民参加の福祉体制づく りをはじめ、安心して子どもを産み育てられ る子育て環境づくり、高齢者や障がい者の介護と自立支援環境づくりを進め、市民が共に 支え合い健康で安心して生活できる、やさし いまちづくりを進めていく必要があります。

(3)安全・安心で暮らしやすい居住環境づくり

交通事故や犯罪、災害に対応した安全・安心の暮らしを維持するために、家庭・地域・行政が一体となった交通事故抑止・防犯・防災の取り組みを進める必要があります。

また、快適な居住環境のため都市機能が集積し、中心街の賑わいづくりなど魅力ある市街地の形成、道路網や情報ネットワークなどの基盤整備を進めるとともに、豊かな自然環境の保全、下水道の整備などを通じた生活環境の保全、自然と共生する循環型社会を構築する必要があります。さらに、本市において避けることのできない「冬の生活」については、地域の特性を活かし、雪を利用し雪に親しむ生活スタイルを創造していかなければなりません。

(4)特色ある産業の創造と活力づくり

地域経済の活性化とそれに伴う雇用の場の 創出には、豊かな自然環境など地域特性を最 大限に活かした産業振興が必要です。各産業 分野から観光・レクリエーションに至るま で、起業化と既存産業の育成や支援を進め、 産業構造の変化に的確に対応した柔軟な対策 を推進するなど、新しい時代における、本市 の地域性に合致した産業を創造していく必要 があります。

(5)個性ある教育・文化・スポーツ環境づくり

創造力と豊かな心を持つ人材の育成には、 生涯にわたって自発的に学習できる場の拡充、本市の特性を活かしたスポーツ活動や個性と魅力を生み出す文化活動の一層の活性化が必要です。

そのためには、学校教育環境の充実はもとより、市立大学をはじめとした特色ある地域 資源 と各分野における人的資源を有効活用 した総合的な学習・文化・スポーツ環境づく りを進めるとともに、郷土芸能や地域文化の 保存と活用を行っていく必要があります。



総合計画策定審議会

用語解説

ローリング方式

長期的な計画は、さまざまな情勢の変化に対応して推進するため、毎年、実施計画について確認・点検・見直しの作業を行うこと。 行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて 施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。 協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

オゾン層

地上から $20 \sim 30$ kmの高さにある大気中のオゾン (03)の層。太陽からの強い紫外線より地球上の生物を守る役割を果たしている。 ライフスタイル

生活様式。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

環境負荷

人が自然環境に与える負担のこと。

コンピュータウイルス

コンピュータの動作を妨害したり、データを破壊したりする不正な目的のために作成されたプログラムのこと。

グローバル化

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

税源移譲

地方分権の推進のために、所得税(国税)から住民税(地方税)へ税金を移し替えることで、平成19年度から実施される。これに伴い、 国から市町村に交付される地方交付税、国庫支出金(補助金)についても見直しがされる。

借金の借り入れ及び借金の借り換えや繰り上げ償還などを含めた返済方法などを調整すること。

循環型社会

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄社会を変えて、循環を基本にした経済社会を構築するという考え方。

地域資源

ここでいう地域資源とは、名寄市立大学やピヤシリスキー場、名寄農業高校、道立サンピラーバークなど、名寄市特有の教育・文化・スポーツ施設を指している。

1.基本理念

私たちは、次の5つを基本理念としてまちづくりを進めます。

協働

市民自治、地域主権の理念のもと、市民と行政が協働する地域自治組織を創設し、自立するまちを目指します。

健康

人と人とが支え合い、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが生涯輝いていられるまちを目指します。

生 活

豊かな緑を大切にし、自然と調和した快 適な生活環境を確保し、未来へとつなぐま ちを目指します。

活 力

地域の特性を活かしながら産業間連携 を進め、自立的に発展する活力あるまちを 目指します。

人づくり

生涯学習活動や文化活動を充実させ、 市立大学などの地域資源 を活かした個性 あふれるまちを目指します。

2. 将来像

基本理念を踏まえ、目指すべき将来像を次のように設定します。

自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄

天塩川の恵みや、美しい四季の自然と気候風土から培われた農業を基幹として発展してきた 歴史や伝統と文化は、先人が残してくれた大切な財産です。

このことに畏敬の念を抱き、私たちは、未来に誇れる郷土をつくるために、人と人との結び つきを大切にし、市民一人ひとりが創造力を発揮して、地域が持つ「本物の豊かさ」を追求す るまちを目指します。



用語解説

市民自治

市民が地方自治の主権者であり、まちづくりや問題解決の主体であるとする考え方。

也域主権

行政主導ではなく、地域が自らの意思でまちづくりを進める考え方。

地域資源

ここでいう地域資源とは、名寄市立大学やピヤシリスキー場、名寄農業高校、道立サンピラーパークなど、名寄市特有の教育・文化・スポーツ施設を指している。

3.基本目標

(1)市民と行政との協働によるまちづくり(市民参画・健全財政)

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、市民自治の制度的な仕組みづくりに努めていきます。

また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図り、コミュニティ 活動の推進、人権尊重、男女共同参画の推進に努めるとともに、情報通信技術を活用した市民サービスの向上を図ります。

さらに、行財政改革を推進し、行政評価、行政組織の見直しなど、厳しい財政事情や地 方分権に対応した効果的・効率的な行政運営を進めます。

市民主体のまちづくりの推進

行政運営に対する市民の参加と参画を促進し、市民と行政が一体となったまちづくりの 推進体制を整備します。また、地域住民の自 主的な活動やまちづくりを担う市民や活動団 体を積極的に支援するとともに、行政情報を 多様な手段でわかりやすく市民に公開するよ う努めます。

コミュニティ活動の推進

地域の自治機能と連帯感を高める活動の推 進や地域づくり活動の拠点となる施設整備を 図るため、地域の状況に即した支援を行いま す。

また、町内会や行政区など既存の組織を基盤として地域コミュニティ のあり方を検討し、主体的・自主的に地域づくりに取り組む組織づくりを推進します。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

個人の人権が尊重される社会の実現に向けて、女性、子ども、障がい者、高齢者など、 あらゆる人権問題に配慮した施策を推進します。

男女がお互いの人権を尊重し、個性や能力が発揮できる地域社会を創造するため、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、責任を担う環境づくりを推進します。

情報化の推進

庁内情報システムの適切な運用、情報通信 技術の進展や市民ニーズの動向を見極めなが ら、より高度な電子自治体の構築を目指しま す。

インターネット技術を活用し、市民生活や 経済活動における利便性の向上が図られるシ ステムの導入や多様な分野での情報ネットワ ークの整備、それらを活用した行政サービス の提供を目指します。

電子自治体を安全かつ円滑に利用・運営するために、情報セキュリティ対策 を進めます。

交流活動の推進

ふるさと会や姉妹都市をはじめとする各地域とさまざまな分野で交流活動を展開し、人と人の交流を通じた活気あるまちづくりを進めます。

また、市民の国際交流活動の支援や国際感覚を持つ人材の育成を図り、国際化に対応したまちづくり、人づくりを進めます。

さらに、移住促進による地域経済の活性化 を図るため、民間との連携強化による積極的 な情報提供に努め、受入体制の整備を進めま す。

広域行政の推進

上川北部広域圏域 における中心都市としての役割を認識しながら、広域的な視点で地域の振興発展に寄与するため、関係市町村との連携を強めていきます。

健全な財政運営

地方分権が進み、限られた財源の中で、多様な行政需要に対応するため、市民に提供するサービスの範囲と地域や市民の役割との調整を図りながら、わかりやすい財政情報の公表に努め、適切な事業選択と公債管理 のもとに弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。

効率的な行政運営

行政改革の推進及び市民参画による総合計画の進行管理を行い、行政情報の共有化と行政評価による市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。

定員適正化計画により職員の適正配置と計 画的な定員管理を行い、簡素で効率的な組織 機構づくりに努めます。また、民間活力の積 極的な導入と活用を図り、さらに質の高い行 政サービスの提供を目指します。



町内会連合会

用語解説

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団のこと。

地域コミュニティ

町内会、自治区など、地縁的な関係で形成されている共同体のこと。

情報セキュリティ対策

庁内情報システムで使われている重要な情報が、不正に取得されたり漏洩しないようにシステム側で阻止する物理的な方策や、人為的に 漏洩や改ざんがなされないような方策を講じ、重要な情報を守ること。

上川北部広域圏域

上川北部管内2市5町1村で構成する地域。

公債管理

借金の借り入れ及び借金の借り換えや繰り上げ償還などを含めた返済方法などを調整すること。

(2)安心して健やかに暮らせるまちづくり(保健·医療·福祉)

市民の健康づくりを促進するとともに、どこにいても適切な医療が受けられるように地域医療の充実を図ります。

また、子どもがのびのびと育ち、女性が仕事を続けながら安心して子どもを産み育てられるよう、保育サービスの充実やひとり親家庭への支援、遊び場の確保など、子育て環境を整備します。

さらに、市民が互いに助け合う地域福祉社会づくりを進め、福祉・介護保険サービスの 提供体制の充実に努めます。

健康の保持増進

市民一人ひとりが生涯を通じて、心身ともに健やかに生活できるよう、健康意識を高め健康づくりの推進を図ります。

また、疾病や重症化しやすい感染症を予防 し、健康寿命 の延伸と健康管理の向上に努 めます。

地域医療の充実

市民が生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らせるために、保健・福祉との連携強化を図ります。

また、市内医療機関との役割分担と病診連携 を推進するとともに、安定的な医療供給体制の構築や診療機能の整備を図り、地域医療の充実に努めます。

子育て支援の推進

安心して産み、育てられる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもたちを温かな目で見守り、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めます。

また、発達の遅れや障がいを持つ子に対し、 早期発見・早期療育に努め、相談・支援体制 づくりと関係機関との連携強化を図ります。

地域福祉の推進

市民一人ひとりがお互いに支え合う福祉社 会の体制づくりや環境づくりに努め、誰もが 住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづ くりを目指します。

また、低所得者の生活安定と自立の促進に 向け、民生・児童委員や関係機関と連携し、 相談・支援の充実を図るとともに、生活保護 制度の適正な運用を図ります。

高齢者福祉の充実

高齢者の豊富な経験と知識を活かした社会 参加を促進し、自立活動を支援します。

また、「地域包括支援センター」を設置し、 地域で支える介護予防事業 を推進するとと もに、認知症対策をはじめとした総合的な相 談・支援事業を実施します。

さらに、適正な介護保険サービスの運用と 充実に努め、住み慣れたこの地で安心して暮 らせる施設環境の整備を図ります。

障がい者福祉の推進

日常生活支援を中心とする地域生活支援体 制の構築を図り、障がいのある人もない人も 地域社会を構成する一員として尊重され、市 民が共に支え合う取り組みを進め、誰もが安 心して生活できる社会の実現を目指します。

国民健康保険

国民健康保険を通じて市民の医療に対する 安心と信頼を確保し、予防を重視した保健事 業を推進します。



名寄市立総合病院

用語解説

健康寿命

人生の中で自立して健康に暮らせる期間のこと。生存のみではなく、生活の質も考慮に入れた考え方。 病診連携

より安心で最適な医療を提供するために、かかりつけ医と先進医療機器を備えた病院が連携を取り合うこと。

地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康維持、保健福祉医療の向上、生活の安定に必要な援助を包括的に行う中枢機関。

介護予防事業

要介護状態になることを予防したり、軽度の要介護状態にある者の状態を維持・軽減するための事業。転倒防止教室や栄養指導など対象 者の状態によってさまざまなメニューがある。

(3) 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり (生活環境・都市基盤)

多彩な自然環境の保全を図るとともに、景観の整備や少子高齢化に対応した居住環境の整備、ごみの排出抑制・再利用や処理体制の整備など、生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災対策など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、市街地の計画的整備や道路・交通ネットワークの整備、雪に強い除排雪体制の 確立に努めます。

環境との共生

自然環境の保全、環境汚染の防止など、環 境問題に対応するため総合的な施策を推進し ます。

霊園、墓地、火葬場の計画的な整備と維持 管理を行います。

循環型社会の形成

リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)の3R運動を促進し、環境負荷の少ない社会を目指します。

ごみの効率的な収集と適正な処理・処分を 行い、ごみの出し方や減量化に向けての意識 啓発を行う中で、まちなかの環境美化運動を 推進します。

消防

火災を未然に防ぐため防火・査察対策の強化と、火災発生時に速やかに対応できる警防体制の強化を図ります。

また、救急救助事象の複雑化・多様化に伴い、救急救命士の養成と高度資機材の導入をはじめ、医療機関との連携を強化し救命率の向上を図ります。

防災対策の充実

災害から市民の生命と財産を守るため、市民一人ひとりの防災意識を高め、名寄市地域 防災計画を着実に推進するとともに、造林を 進めて山地の保水力を高め、河川整備を促進 して洪水による被害の発生を未然に防ぎま す。

交通安全

悲惨な交通事故を無くすため、幼児から高齢者までの体系的な交通安全意識の普及啓発に努めます。

また、歩道及び自転車道の確保と冬期間の安全対策などの取り組みを強化します。

生活安全

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを 目指し、適切な情報の提供と安全意識の高揚 を図ります。

また、防犯対策として青色回転灯の整備を進め、啓発に努めます。

消費生活の安定

消費者の利益を守るための各種情報の提供、消費者センターの機能充実などにより、 総合的な消費生活の安全・安心対策を進めます。

住宅の整備

公営住宅の老朽住宅建て替えや既存住宅の 計画的改善を検討し整備を図ります。

また、住宅マスタープラン 、公営住宅ストック 活用計画など新たな住宅計画を策定し、高齢化社会に対応した住まいづくりやまちなか居住を推進するとともに、市民ニーズに対応した住宅環境の整備を促進します。

都市環境の整備

少子高齢化や市街地の空洞化などの環境の 変化に対応するため、将来の市街地のあり方 を総合的に検討し、新たな都市計画を策定し ます。

市民や町内会等との協働 により、美しく 緑豊かな景観の創出や通行者にやさしく安全 な市街地の形成に取り組むとともに、既存公園の再整備を計画的に実施し、子どもをはじめ多くの市民に利用される公園づくりを進めます。

市街地の再開発を進め、衰退している中心 市街地において居住環境や交流施設、集客施 設などの整備を促進し、活気と賑わいのある コンパクトな市街地の形成を進めます。

上水道・簡易水道の整備

安全でおいしい水道水の安定供給の向上と 上水道・簡易水道の未普及地域の解消を図る ため、上水道第2期拡張事業 や配水管網整 備事業などをはじめとした上水道・簡易水道 施設の整備を進めます。

下水道・個別排水の整備

下水道施設、個別排水処理施設 の整備と 更新を計画的に推進するとともに、下水道施 設の効率的な維持管理を実施し、清潔で快適 な生活環境の保全に努めます。

道路の整備

生活道路、幹線道路の改良事業や維持管理 事業などを計画的に実施し、市民の協力を得 ながら安全で快適な道路環境の整備に努めま す。特に市街地内道路の環境改善が求められ ていることから、重点的に取り組みます。

総合交通体系

市民生活や産業活動を支えるため、道北地域においては高速交通体系の構築が求められており、北海道縦貫自動車道の整備促進、宗谷本線の完全高速化などの早期実現を各関係機関に対し積極的に要請していきます。

バス路線や鉄道など、公共交通機関の利便性を高めていくため、市民が利用しやすい新たな交通システムの研究・分析を行うとともに、バスターミナルなどの拠点施設の整備を進めます。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

より快適な冬の生活環境を達成するために 制定された「名寄の冬を楽しく暮らす条例」 に基づき、冬を楽しむ暮らしづくりをはじめ、 市民と行政の協働による冬のまちづくりを推 進します。

除排雪機械を計画的に更新するとともに、 市民との協働の理解に立ったより効果的な除 排雪体制を確立します。

用語解説

環境負荷

人が自然環境に与える負担のこと。

住宅マスタープラン

地方公共団体の区域における住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理し、住宅政策の将来の目標やあるべき姿を定める計画。 住宅ストック

ある一時点で存在する住宅、住宅の総数全体。

協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

第2期拡張事業

サンルダム建設による水源の確保と、浄水施設統合及び区域拡張を行うための配水管整備事業。

個別排水処理施設

公共下水道の計画処理区域以外で水洗トイレの汚水や風呂、台所などから出る雑排水を浄化処理する施設。

(4) 創造力と活力にあふれたまちづくり (産業振興)

収益性の高い農業生産や農畜産物の加工・ブランド化 などを推進します。また、林業 の育成や森林の活用に努めます。

さらに、魅力ある商店街づくり、農林業と商工業が融合した産業の振興を図るとともに、 雇用の安定向上に努め、自然体験型観光・農業体験など地域の特性を活かしたメニューを 充実していきます。

農業・農村の振興

多様な経営形態の中で、農業生産基盤の計画的整備や適正な土づくりの促進、担い手の育成と確保を図り、持続的な農業・農村の構築を進めます。

農畜産物の生産性向上と地域特性に即した 栽培技術や輪作体系の確立、特産物のブラン ド化による販路の拡大など、関係機関・団体 と連携し農業経営の体質強化を進めます。

クリーン農業 の推進、農業・農村体験や 産地直売などのグリーンツーリズム による 交流を促進し、若者にも魅力ある農業を目指 します。

林業の振興

森林については、計画的な育林や木材生産の視点だけではなく、森林がもつ水源涵養や防災などの公益的機能の保持に努めます。

森林の多面的機能 を持続させ、環境学習・レクリエーションなど、健康的な活動の場として活用します。

商業の振興

魅力ある商店街は、まちの顔として中心市街地の賑わいづくり、生活・地域交流の場として大きな役割を果たします。各地区の商店街の組織充実や街区の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化を図るため、各種助成・融資制度、経営指導体制の充実を図り、商工団体の活動や機能強化を支援します。

空き店舗対策や活性化事業、農林業施策と

連携した物産振興事業を推進するとともに、 公設地方卸売市場の整備拡充を図り、市内農 産物など生鮮食料品の安定供給に努めます。

工業の振興

地場企業の育成と経営基盤の強化や経営の 安定を図るため、各種制度を充実します。ま た、新製品や独自製品の開発、新技術の研究 開発の促進を行い、異業種交流、産学官連携、 産業クラスター 形成に向けた体制づくりを 推進します。

すでに立地している企業の規模拡大や関連 企業の進出を推進するとともに、地域の特性 を活かした企業の誘致に努めます。

雇用の安定

新学卒者、若年者、中高年齢者、障がい者の就職促進と季節労働者の通年雇用化のための支援を進めます。また、パート労働者をはじめとする勤労者全体の労働条件の向上を目指すとともに、関係機関との連携強化に努めます。

勤労者の生活の安定と福利厚生の向上や職業知識の習得、技能力の向上に努めます。

労働団体の育成と支援を行うとともに、市 民活動の拠点となる市民会館の環境整備を図 ります。

観光の振興

恵まれた自然と北国の文化を活かした広域 観光と観光資源の発掘や商品開発を推進しま す。また、スキー場や自然公園の整備を行う とともに、まちづくり観光組織の充実を図り、 各種まつりの企画により交流人口の拡大を推 進し、通年観光による観光客誘致に努めます。

情報発信の拠点として、さらには本市の玄 関口として道の駅の整備を行うとともに、農 林業施策と連携した事業の展開を図ります。



道立サンピラーパーク (森の休暇村)

用語解説

ブランド化

イメージ、信頼感、高級感など他の商品と差別化を図ること。

クリーン農業

現状の収量水準の維持を前提として、減農薬・減化学肥料により農作物を栽培する、人間にも環境にもやさしい農業のこと。

グリーンツーリズム

アップ・アップス 最山魚村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。欧州では、農村に滞在しバカンスを楽しむという余 暇の過ごし方が普及しており、滞在の期間は、日帰りの場合から長期的または定期的・反復的な(宿泊・滞在を伴う)場合までさまざま である。

森林の多面的機能

地球環境の保全、生態系の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など、森林がもつ多様な機能のこと。

産業クラスター

特定の分野に関連する企業が地理的に集中している状態。

(5)心豊かな人と文化を育むまちづくり(教育·文化·スポーツ)

子どもたちの学ぶ意欲を育み、将来を担う人材の育成を図り、市立大学を市民の共有財産としてその施設・機能を最大限活用するとともに、幼稚園や保育所から大学までの連携を一層深め、生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができる生涯学習環境の整備に努めます。

また、年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進、地域 文化の継承と創造を積極的に進めます。

生涯学習社会の形成

市民の生涯学習への多様な要望に応えるため、生涯学習関連施設・文化活動拠点施設の整備や生涯学習プログラムの策定を進め、学習の場の提供や指導者の支援など、体系的に環境を整備し、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めます。

幼児教育の振興

希望する子どもたちが幼児教育を受けられるよう保護者などのニーズに応え、その負担 軽減のための助成支援に努めます。

子どもたちの健全な心身や豊かな感性を育成し、望ましい生活習慣の習得など教育内容の充実を図るとともに、幼稚園経営の充実・安定のため助成支援を行います。

小学校との連携を図り、教育内容・方法の 相互理解を推進し、小学校教育への円滑な移 行に努めます。

小中学校教育の充実

学校の適正規模と適正配置の検討を早急に 進めるとともに、検討結果を踏まえ、学校の 施設や設備などの整備を計画的に実施します。

確かな学力の向上など「生きる力」を培うとともに、グローバル化 や情報化の進展など、今日の社会情勢を踏まえた教育内容の充実を図るため、適正な教育課程を編成・実施し、児童生徒一人ひとりの能力や特性、個性の伸長を促す指導の充実に努めます。

高等学校教育の振興

高等学校の再編整備が進む中、関係機関との連携を図り、進学希望者が安心できる就学の場を確保し、また地域を担う人材を育成することや多様なニーズに応えることのできる教育環境の整備に努めます。

大学教育の充実

時代の要請に対応し、地域性を重視した高等教育機関としての施設及び設備の整備や充実を図るとともに、蓄積した教育研究を地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できるよう努めます。

また、大学施設及び設備の市民活用を図り、 公開講座などの開催により市民の生涯学習、 交流の場として市民に開放された大学になる よう努めます。

食育の推進

地域の気候風土と結びついた健全な食習慣を実践することで、優れた日本型食文化の継承を図るとともに、市民が心身の健康を増進するために、自らの「食」について考える習慣や「食」に関するさまざまな知識と「食」を選択する判断力を身に付け、生涯を通じて豊かな食生活を実践する食育の推進を図ります。

家庭教育の推進

関係機関と社会教育施設のネットワーク化 を図り、家庭教育に関する情報を収集提供し 学習機会や相談体制の充実を図り、交流を通 して家庭の教育力の向上に努めます。

生涯スポーツの振興

「市民皆スポーツ」を目指し、明るく健康な心身をつくるため、スポーツ・レクリエーション活動の振興及びスポーツ施設の整備・改修・充実に努め、体育協会と連携しスポーツ団体や指導者の育成、各種スポーツ大会の支援に努めます。

青少年の健全育成

青少年が自然を活用した体験活動や地域住 民との地域交流、ボランティア活動を通して 社会的に自立することを支援していきます。

地域文化の継承と創造

文化施設の整備や指導者育成、文化振興の ための基盤整備を進め、文化の創造と文化団 体の育成に努めます。

また、心を豊かにする優れた芸術を鑑賞する機会の提供に努めます。



ピヤシリ歩くスキー大会

用語解説

グローバル化

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

食育

600 健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などを目的に、自らの食について考えたり、食に関する知識や選択する判断力を学び、 健全な食生活を実践できる人間を育てること。

4.基本指標

(1)総人口

平成28年の目標年次人口を28,000人と想定 します。

本市の総人口は、現状のまま推移するとすれば、平成17年の31,628人から、平成28年には約28,000人に減少すると推計されます。

今後も交流人口の拡大によるまちの活性化に努めるとともに、子育て環境や生活環境基盤の整備、定住環境の整備、保健・医療・福祉環境の充実など、総合的なまちづくりを推進していきます。(資料:表3)

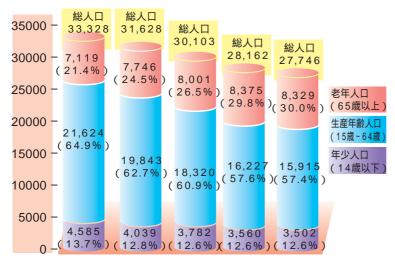
(2)年齡3階層別人口

人口に関する問題として、総人口の減少と ともに、高齢化がさらに進むことが予想され ます。

年少人口は微減に止まるものの、高齢化率 は平成17年で24.5%であったものが、平成28 年には30.0%まで達することが予想され、少 子化対策、高齢者医療などの費用が増加する と見込まれます。

また、生産年齢人口である15歳~64歳は、 平成17年の19,843人から平成28年には15,915 人まで大幅に減少するとみられ、地域経済の 活性化対策が重要な課題となります。(資料:表3)

表3 将来人口の推計



(単位:人) 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 平成28年

(3)財政の見通し

平成13年度に公表された「骨太の方針」から地方交付税の大幅な見直し・削減が始まり、相次ぐ国の構造改革が多くの市町村財政の台所を直撃しています。

小規模市町村では地方交付税に依存する 割合が高いほど財政にゆとりがなく、大都 市の税収の大幅な伸びが地域間格差を拡大 させ、財政力の二極化が進んでいます。

一方、少子高齢化が急速に進行する中で、 現世代と後世代による世代間の公平性のバ ランスを保ちながら、年金・医療など各種 福祉政策について持続可能な制度設計を示 し、国・地方が抱える巨額な長期債務の解 消と財政健全化を行うことが重要な課題と なっています。 このような歳入確保の見通しが立ちにく い厳しい財政状況の中、各種基金を活用す る財政運営にも、基金総額が減少し、かげ りが生じてきています。

三位一体改革 (平成16年度~平成18年度) に続き、平成19年度から導入が予定されて いる新型交付税 を含む「歳出・歳入一体改 革」により、市町村はさらに厳しい財政運 営を求められることになります。

本市は合併を選択したことにより、合併 支援策と人材も含めた地域資源を確保する ことができましたが、今後も多くの財源を 伴う大型事業が予定され、適切な事業の選 択と公債管理 を行い、後世代に過大な負の 遺産にならないよう健全な財政運営を行う 必要があります。

5. 土地利用構想

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、市民の生活や産業経済活動などの共通の基盤となるもので、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深い関わりを持ちます。

目指す将来像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう各種土地利用計画を策定し、自然環境の保全と快適な生活空間の形成を基本に、土地利用の調和を図りながら適正な規制・誘導を行います。

用語解説

骨太の方針

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の通称。構造改革の重要性とこれからの日本の進むべき道を示すために、経済財政諮問会議において答申され、閣議で決定される。その方針は、その後の予算編成などに反映されていく。

三位一体の改革

「国庫補助負担金の廃止・縮減」「地方交付税の縮小」「地方への税源移譲」の3つの改革を同時に行うこと。

新型交付税

地方交付税の配分額を自治体の人口と面積で算定する方式。平成19年度は地方交付税の1割程度を新型交付税として算定する。 歳出・歳入一体改革

税源移譲、補助金削減、地方交付税の減額を一体的に行う三位一体改革(平成16年度から平成18年度まで)の第2期計画で、国の財政を健全化するための方策(平成19年度からスタート)。 公債管理

借金の借り入れ及び借金の借り換えや繰り上げ償還などを含めた返済方法などを調整すること。

目然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄

6. 施策の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標(施策の柱)と施策の体系を次のとおり設定し、総 合的かつ計画的な施策展開をします。

将来像

施策の柱

基本目標 1

(市民参画・健全財政)

市民と行政との協働によるまちづくり

基本目標 2

(保健・医療・福祉)

安心して健やかに暮らせるまちづくり

基本目標 3

(生活環境・都市基盤)

自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

基本目標 4

創造力と活力にあふれたまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

(産業振興)

主 要 施 策

- 1. 市民主体のまちづくりの推進
- 2. コミュニティ活動の推進
- 3. 人権尊重と男女共同参画社会の形成
- 4. 情報化の推進
- 5. 交流活動の推進
- 6. 広域行政の推進
- 7. 健全な財政運営
- 8. 効率的な行政運営
- 1. 健康の保持増進
- 2. 地域医療の充実
- 3. 子育て支援の推進
- 4. 地域福祉の推進
- 5. 高齢者福祉の充実
- 6. 障がい者福祉の推進
- 7. 国民健康保険
- 1. 環境との共生
- 2. 循環型社会の形成
- 3. 消防
- 4. 防災対策の充実
- 5. 交通安全
- 6. 生活安全
- 7. 消費生活の安定
- 8. 住宅の整備
- 9. 都市環境の整備
- 10. 上水道・簡易水道の整備
- 11. 下水道・個別排水の整備
- 12. 道路の整備
- 13. 総合交通体系
- 14. 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進
- 1. 農業・農村の振興
- 2. 林業の振興
- 3. 商業の振興
- 4. 工業の振興
- 5. 雇用の安定
- 6. 観光の振興
- 1. 生涯学習社会の形成
- 2. 幼児教育の振興
- 3. 小中学校教育の充実
- 4. 高等学校教育の振興
- 5. 大学教育の充実
- 6. 食育の推進
- 7. 家庭教育の推進
- 8. 生涯スポーツの振興
- 9. 青少年の健全育成
- 10. 地域文化の継承と創造

基本目標 5

心豊かな人と文化を育むまちづくり